

公共事業新規評価個別地区の評価について

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 新規評価箇所数一覧 | P 1 ～ |
| 2 | 【森林整備課】
治山事業 相ノ浦地区 | P 2 ～ |
| 3 | 【河川砂防課】
砂防事業 中村川 | P 7 ～ |

令和5年度補正予算 新規評価箇所数一覧(整備系)

課名	事業名	評価箇所数							
		検討箇所数	現地機関評価箇所数	事業担当課評価箇所数 事業担当課が評価した件数	部評価箇所数 部が評価した件数	1千万円以上 5千万円未満	5千万円以上 1億円未満	1億円以上 10億円未満	10億円以上
森林整備課	治山事業	9	9	4	3		3		
河川砂防課	砂防事業	5	5	5	5			5	
合計		14	14	9	8	0	3	5	0
検討箇所数に占める割合			100%	64%	57%				

治山事業

農林水産部 森林整備課

○事業概要

事業地区 あいのうら 相ノ浦地区（多久市）
事業期間 令和5～7年度（3箇年）
総事業費 80百万円

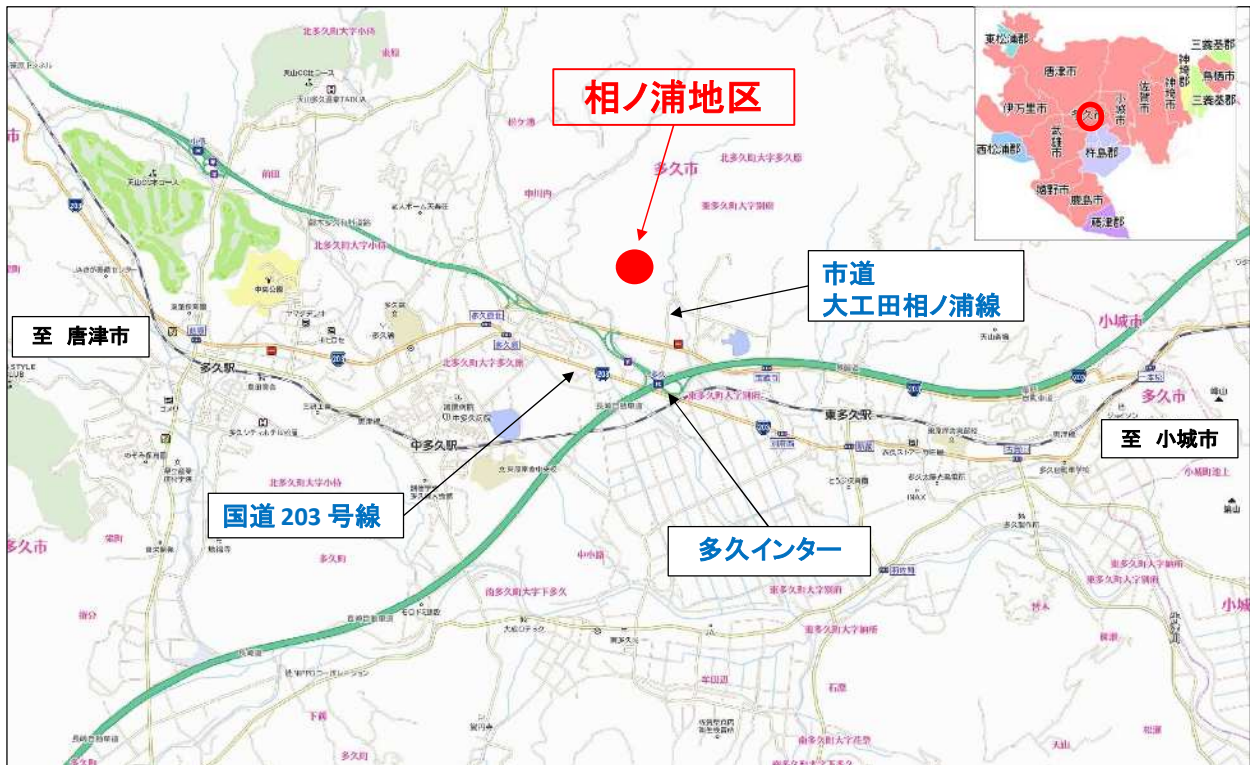
○事業の目的

当地区は多久インターから北に約1.2kmに位置し、これまでの豪雨災害により溪岸・溪床が侵食した地区である。

今後の集中豪雨等により、さらに溪岸侵食が進行し、土石流が発生する恐れがあるため、溪間工（治山ダム）の実施により災害の未然防止を図る。

○事業位置図

施工箇所：多久インターから北に約1.2km付近



○被災状況・復旧計画

整備の必要性: 当地区は、これまでの豪雨で溪岸侵食が進行しており、溪流内の不安定土石が流出し下流に堆積していることから、**今後の豪雨等により土石流が発生する恐れ**がある。このため、溪間工(治山ダム)及び流路工を実施し、災害の未然防止を図る。



○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業)

事業名 治山事業

(1)位置づけ **【100/100】 ≥ 80 …(A)**

○施策に関する方針

さがの森林・林業ビジョン2023(防災につながる森林づくり)に位置づけられている。**【10/10】**

[位置づけられている**【10/10】** 位置づけられていない**【0/10】**]

○山地災害発生等の危険度

不安定土石の流出等の状況があり、災害発生の恐れが高い。**【50/50】**

[山腹崩壊、落石の発生、不安定土石の流出等の状況があり、災害発生の恐れが高い。**【50/50】**
山腹亀裂、落石の兆候、不安定土石の堆積等の状況があり、経年変化による災害発生の恐れがある。**【30/50】**
山腹亀裂、石の兆候、不安定土石の流出等の状況は軽微であり、当面災害発生の恐れはない。**【0/50】**]

○防災点検

山地災害危険区域であり、保全人家戸数30戸。**【40/40】**

[保安林若しくは山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸以上。**【40/40】**
保安林若しくは山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸未満。**【20/40】**
保安林若しくは山地災害危険区域でない。**【0/40】**]

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2)必要性・効果 **【90/100】 ≥ 80…(A)**

○費用対効果(B/C)

費用対効果(B/C)は、10.57である。**【60/60】**

[費用対効果は、2.0 以上 **【60/60】** 1.0 以上～2.0 未満 **【50/60】** 1.0 未満 **【0/60】**]

※治山事業の費用対効果(B/C)の考え方

○総便益(B): 治山事業によりもたらされる総便益額(703,732千円)
(内訳)

災害防止便益: 山腹崩壊や土石流による想定被害額を基に評価

○総費用(C): 治山事業に要する総費用(66,564千円)

(内訳) 事業費 社会的割引率4%

○費用便益比: 総便益(B)／総費用(C) $703,732 / 66,564 = 10.57$
(評価期間: 整備期間3年と耐用年数50年)

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○災害の発生履歴

過去に災害の発生履歴がある。 【10/10】

災害履歴がある。【10/10】 災害履歴がない。【0/10】

※令和3年8月及び令和5年7月の集中豪雨により土砂流出の災害履歴がある。

○危険度判定

溪流の溪床勾配は(20%)である。 【10/20】

30%以上(急)【20/20】 10%以上～30%未満(中)【10/20】 10%未満(緩)【0/20】

※ 地形条件によって、災害発生の危険度が異なり、急峻、急勾配ほど危険度が高くなる。

○福祉・公共施設等の有無

被害想定区域内に公共施設(国道・市道)がある。 【10/10】

福祉又は公共施設がある。【10/10】 福祉又は公共施設がない。【0/10】

※ 被害想定区域内に国道203号線、市道大工田相ノ浦線がある。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3) 実施環境 【100/100】 ≥ 80・・・(A)

○周辺住民の合意

地元からの要望がある。 【60/60】

地元からの要望がある。【60/60】
地元の一部(個人的)からの要望がある。【40/60】
地元からの要望は無い。【0/60】

○市町の取り組み状況

多久市も事業に向け積極的である。 【40/40】

積極的である。【40/40】 協力的である。【20/40】 消極的である。【0/40】

【積極的】 地元説明会、用地交渉などの地元調整を行い、実施に向け積極的に働きかけをしている。

【協力的】 “ 日程を調整し、同席している。

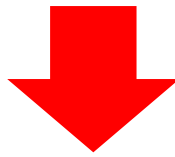
【消極的】 “ 日程を調整するもの、同席しないなど、県任せとしている。

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ **【100/100】** ≥ 80 … (A)

(2)必要性・効果 **【 90/100】** ≥ 80 … (A)

(3)実施環境 **【100/100】** ≥ 80 … (A)



総合評価：I 優先的に事業を実施

砂防事業

河川砂防課

○事業概要

事業地区	中村川 (小城市小城町晴気地内)
事業期間	令和6～12年度
総事業費	350百万円

○事業の目的

中村川溪流は、土砂災害警戒区域に保全人家51戸、県道天山公園線他、福祉施設1戸、公民館3戸が存在する土石流危険溪流である。溪流の荒廃が見られ河床には土砂が堆積しており、近年の集中豪雨により土砂災害発生危険性が懸念され早急な整備が望まれている。



このため、砂防施設の整備を行い、土砂災害から住民の生命や財産を守るものである。

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

事業区分 整備系(生活関連事業)

事業名 砂防事業(生活関連)

(1) 位置付け  (B)【60/100】

○県土整備部の政策に関する方針等

県土整備部基本方針(土砂災害防止対策の推進)に位置づけられている【10/10】

位置付けられている【10/10】 位置付けられていない【0/10】

○防災点検箇所

土石流危険渓流であり保全人家51戸がある 【50/50】

土石流危険渓流であり、保全人家5戸以上又は5戸未満で公共施設がある【50/50】

土石流危険渓流であり、保全人家5戸未満【30/50】

土石流危険渓流であり、今後住宅等新築可能な地域【10/50】 土石流危険渓流でない【0/50】

○避難実績

自主避難の実績がない 【0/40】

避難勧告の実績がある【40/40】

自主避難の実績がある【20/40】

自主避難の実績がない【0/40】

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(2) 必要性・効果  (A)【80/100】

○費用対効果(B/C)

費用対効果(B/C)は2.0以上である。 【60/60】

2.0以上【60/60】 = $36.32 \text{ 億円} / 3.06 \text{ 億円} = 11.86$

1.0以上～2.0未満【50/60】

1.0未満【0/60】

※砂防事業の費用対効果(B/C)の考え方

○総便益(B): 砂防事業によりもたらされる総便益額
(内訳)

- ・一般資産被害(家屋、家庭用品、事業所資産、農漁家資産)
- ・農作物被害(水稻、畑作物)
- ・公共土木施設等災害被害(道路、橋梁、農地等)
- ・間接被害(事業所の営業停止被害、応急対策被害等)
- ・人身被害(逸失利益、精神的損害額)
- ・残存価値

○総費用(C): 砂防施設整備及び維持管理に要する総費用
・建設費、維持管理費(※事業完了後50年間)

○費用便益比(B/C): 総便益(B) / 総費用(C)

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

○土砂災害発生回数

近傍の過去の土砂災害発生がない 【0/10】

（ 近傍の過去の土砂災害発生回数（1回以上）【10/10】
近傍の過去の土砂災害発生がない【0/10】 ）

○危険度判定（流出土砂の抑制）

流出する土砂を現砂防施設で止める割合（50%未満） 【10/10】

（ 流出する土砂を現砂防施設で止める割合（50%未満）【10/10】
流出する土砂を現砂防施設で止める割合（50%以上）【0/10】 ） 現砂防施設なし 0%

○危険度判定（流域の荒廃状況）

流域内の土地の荒れ具合の割合（10%未満） 【0/10】

（ 流域内の土地の荒れ具合の割合（10%以上）【10/10】
流域内の土地の荒れ具合の割合（10%未満）【0/10】 ） 溪流荒廃面積÷流域面積＝8.7%

○福祉・公共施設等の有無

被害想定区域内に福祉又は公共施設がある 【10/10】

（ 被害想定区域内に福祉又は公共施設がある【10/10】
被害想定区域内に福祉又は公共施設はない【0/10】 ） 公共施設
福祉施設1戸、公民館3戸、県道、

福祉施設: 児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園生活保護法に基づく救護施設、厚生施設、医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校、聾学校、養護学校

公共施設: 公民館、病院、学校、河川、国道、県道、市道等

○新規マニュアル評価に基づく評価内容

(3) 実施環境

 (A) 【80/100】

○周辺住民の合意

地元自治会からの要望がある 【60/60】

（ ①地元からの要望がある【60/60】
②地元の一部から要望がある【40/60】
③地元からの要望はない【0/60】 ）

○市町村の取組み状況

事業に向け協力的である 【20/40】

（ ①事業に向け積極的である【40/40】
②事業に向け協力的である【20/40】
③事業に向け消極的である【0/40】 ）

○新規評価に基づく判断

(1)位置づけ …… (B)

(2)必要性・効果 …… (A)

(3)実施環境 …… (A)



総合評価：I 優先的に事業を実施